

別記1-2

認証の区分	内 容
化学肥料（窒素成分）：当地比5割減	<p>化学合成された肥料の使用を低減する栽培方法について、農林水産省「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準じて生産・出荷を行う取組</p>
化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用	<p>慣行レベルは同ガイドラインに基づいて鹿児島県が定めたものとする。</p>
節減対象農薬：当地比5割減	<p>化学合成された農薬の使用を低減する栽培方法について、農林水産省「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準じて生産・出荷を行う取組</p>
節減対象農薬：栽培期間中不使用	<p>慣行レベルは同ガイドラインに基づいて鹿児島県が定めたものとする。ただし、野菜（養液栽培）については、慣行レベルから1成分（土壌消毒）を減らしたものを節減対象農薬の使用成分回数とする。</p>
農 薬 ：栽培期間中不使用	
特別栽培農産物	<p>農林水産省「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に沿って行う取組</p> <p>慣行レベルは同ガイドラインに基づいて鹿児島県が定めたものとする。</p>

※用語の定義は、農林水産省「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準じる。